

令和5年
7月1日
スタート

秦野市パートナーシップ宣誓制度

人権を尊重し多様性を認め合う社会づくりを推進するため、性的少数者を含むカップルや様々な理由で婚姻届を出していない事実婚である方々が自分らしく生きることを応援する秦野市パートナーシップ宣誓制度を開始します。

♡♡♡♡♡パートナーシップ宣誓制度とは♡♡♡♡♡

お互いを人生のパートナーとして尊重し、相互に責任を持って協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束したパートナーシップの関係であることを宣誓したお二人に対して、市がパートナーシップ宣誓書受領証・受領証カードを交付する制度です。

受領証等に法的な効力はありませんが、市が公的に証明することで、お二人が自分らしく生きることを応援するとともに、多様な性に関する理解の促進を図ります。

宣誓書受領証カード（表面）のイメージ

第 号	
年 月 日	
パートナーシップ宣誓書受領証カード	
秦野市パートナーシップの宣誓に関する取扱要綱に基づき、パートナーシップの宣誓書を受領したことを証します。	
本人	パートナー
氏名	氏名
生年月日	生年月日
年 月 日	年 月 日
(宣誓日	年 月 日)
秦野市長	
印	

宣誓できる人

次の要件をすべて満たす人

- ・18歳以上
- ・市内で同居、または一人が市内在住で3か月以内に同居予定
- ・婚姻していない
- ・他の相手とパートナーシップの関係にない
- ・互いに近親者ではない（宣誓者同士が養子縁組をしている場合を除く）

手続き

- ①宣誓希望日の1週間前までに予約
- ②宣誓当日、お二人で来庁、必要書類の提出、宣誓書等記入
- ③宣誓書受領証等を交付

必要書類

- ・住所確認（住民票の写しなど）
- ・独身の確認（戸籍抄本など）
- ・本人確認（免許証など）
- ・通称を使う場合の確認（郵便物など）

受けられる行政サービス

受領証等を提示し、要件を満たすことで、次の行政サービスを受けることができます。

- ・市営住宅への入居（家族として）
- ・市内の県営住宅への入居（家族として）
- ・市税に関する証明（原則委任状を省略）



誰もが「多様な性」の一員

自分が認識する自分の性別や、恋愛の対象となる相手の性別は、自分の意思で選んだり変えたりできるものではありません。性のあり方は一人ひとり異なり、誰もが多様な性のあり方の中の一人です。このことを理解し、誰もが自分らしく生きることができる社会をつくる必要があります。

性のあり方の中で少数派とされている人を「性的少数者（LGBT）」と表現することがあります。LGBTは、レズビアン（同性を好きになる女性）、ゲイ（同性を好きになる男性）、バイセクシュアル（両性を好きになる人）、トランスジェンダー（身体の性と心の性が一致しない人）の頭文字をとったものですが、この4つのあり方に限らず、広く性的少数者を表す言葉としても使われます。

一方で、性的少数者だけでなく、すべての人に異なる性のあり方があることを示すSOGI（ソジ）という言葉があります。性的指向（セクシュアル・オリエンテーション）と性自認（ジェンダー・アイデンティティ）の頭文字をとったもので、すべての人に関わる「性の多様性」に焦点を当てた言葉です。

性はいろいろ

性のあり方は、次の4つの視点により表現されることがあります。

身体の性 生まれたときの生物学的・身体的な特徴から、男女に分けられる。

心の性（性自認・性同一性） 自分の性をどのように認識しているか。

好きになる対象の性（性的指向） 恋愛・性愛の対象となる性。多くの場合、思春期の頃に気付く。

表現する性 どのような性に見られたいか。振る舞い、言葉遣い、服装など。

身体の性	女	男
心の性	女	男
好きになる対象の性	女	男
表現する性	女	男

女性と男性に二分できるものではなく、その中間や、どの位置が分からないなど、性のあり方はグラデーションです。

問い合わせ 秦野市 暮らし安心部 市民相談人権課

☎0463(82)7618 E-MAIL : s-soudan@city.hadano.kanagawa.jp